

# 令和3年度 三重ブランド認定申請の手引



令和3年7月

三重県 農林水産部  
フードイノベーション課

電話：059-224-2395

URL：https://www.miebrand.jp



## 1 三重ブランド認定制度の概要

### (1) 三重ブランド認定制度の目的について

三重県では、特に優れた県産品と、その生産者を三重ブランドとしてセットで認定し、情報発信しています。

当該県産品を通じて三重県の知名度を向上させ、観光及び物産の振興並びに農林水産業等の生産者の意欲を高めることで、地域経済の活性化に資することを目的としています。

### (2) 申請から認定までのプロセス等について

#### ① 認定対象

原則として三重県内で生産または製造された県産品と、その生産者

#### ② 認定申請資格（次の全てを満たす方）

- ・ 農業、林業、漁業若しくは製造業を営む個人、法人又はこれらを営む方々で組織される法人若しくは団体であること。
- ・ 原則として県内に主たる事業所を有すること。
- ・ 三重県が賦課徴収する全ての税と消費税及び地方税に滞納がないこと。

#### ③ 認定申請の方法

知事が定める期間内に三重ブランド認定申請書（及び関係書類一式）を事務局（県庁フードイノベーション課）あて提出してください。

なお、平成29年度から、認定申請の受付は隔年としています。（前回の申請受付は令和元年度）

#### ④ 認定審査

提出された申請書は、知事の附属機関である三重ブランド認定委員会で審査し、認定が妥当であると認められた場合に、知事が三重ブランドへ認定します。審査は、一次審査（書面）、二次審査（現地調査及び申請者によるプレゼンテーション）の2段階で実施します。

#### 〔三重ブランド認定基準〕

三重ブランドのコア・コンセプトである「自然を生かす技術」（自然や伝統を守り育む意志や自然との共生、共存を図りながら自然の力を引き出す知恵が脈づいている）を具現化する**5つの基準**（①コンセプト、②独自性・主体性、③信頼性、④市場性、⑤将来性）を定め、これに基づき認定の妥当性を三重ブランド認定委員会で判断します。

#### 〔三重ブランド認定委員会について〕

三重ブランド認定委員会条例に基づき設置する、知事の附属機関で、マーケティングやブランディング等の専門家で構成されます。

### (3) 認定されるとどうなるか

- ・ 認定事業者は、認定品に対して独占的に「三重ブランドシンボルマーク」の使用が可能となります。
- ・ 三重県を代表する産品として、認定事業者と県が一体となって、当該認定品の情報発信を切り口として、三重県のイメージアップに取り組んでいただきます。
- ・ 県が大消費地等へ三重県産品のプロモーション活動等を行う際は、三重県を代表する産品として積極的に取扱います。

#### 〔認定後の留意点など〕

- ・ 認定後には、毎年度、三重ブランド認定品の販売状況等について、実績報告書を提出いただきます。
- ・ 認定の有効期間は3年間となっていて、更新に際しては現地調査を行います。

#### 三重ブランドの認定状況

真珠（9）、松阪牛（2）、伊勢えび（3）、的矢かき（1）、あわび（2）、伊勢茶（7）、ひじき（2）、ひのき（1）、南紀みかん（1）、あのりふぐ（1）、伊賀焼（1）、伊賀牛（1）、熊野地鶏（1）、四日市萬古焼（4）、岩がき（1）、桑名のはまぐり（1）、伊勢たくあん（1）、青さのり（1）、綿織物（1）、伊賀米（1）  
〔20品目 のべ42事業者 ※（ ）内は認定事業者数〕

## 2 令和3年度「三重ブランド認定申請」の募集案内

### (1) 募集期間

令和3年7月26日(月)から同9月2日(木)15時まで(必着)

※ 郵送(簡易書留に限る)の場合でも、上記期間内に必ず到達するように手配してください(当日消印有効ではありません)。

### (2) 申請方法

三重ブランド認定申請書に必要事項を記載の上、関係書類を添えて、申請受付窓口まで郵送(簡易書留に限る)又は持参にて事務局あて提出してください。メールやストレージサービスによる提出はできません。

#### ① 申請書類(※の指定様式は県 Web ページでダウンロードのこと)

ア 三重ブランド認定申請書(※様式第1号)

イ 三重ブランド認定申請調書(※様式第2号)

ウ 誓約書(※様式第3号)

エ 申請者の概要がわかる資料一式

a 定款又は寄付行為、規約その他これに類するものの写し

b 登記簿謄本の写し(法人の場合)

代表者の住民票の写し(法人以外の団体の場合)

申請者の住民票の写し(個人事業主の場合)

c 申請者の事業内容等がわかるもの(会社パンフレット等)

オ 認定を受けようとする県産品の概要がわかる資料一式

カ 納税状況が確認できる書類

a 三重県の県税事務所が発行する「納税証明書」(過去6月以内発行のものに限る)の写し

b 税務署が発行する「納税証明書その3 消費税及び地方消費税」(過去6月以内発行のものに限る)の写し

#### ② 提出部数

前項①で示した書類を、正副1部ずつ提出してください。

ただし、三重ブランド認定委員会における審査資料として用いるため、エ(c)及びオは、それぞれ15部を余分に提出してください。

※ よって、フルセットの申請書類を2部、エ(c)及びオのセットを15部提出いただくことになります。

### (3) 申請受付窓口、問合せ先

〒514-2114 津市広明町13番地

三重県農林水産部フードイノベーション課ブランド協創班(県庁6階)

電話: 059-224-2395 メール: foods@pref.mie.lg.jp

#### (4) 注意事項

- ① 申請書は一切返却しません。申請者において、適宜写し等を保管してください。
- ② 申請書は非公表情報として扱い、かつ三重ブランド認定委員会における審査以外に使用しません。  
ただし、特別なノウハウや営業上の秘密事項等については、申請者の責任で法的保護の措置を講じるなど、申請者の責任で対応いただきますようお願いいたします。
- ③ 原則として、申請を受けたものは全て三重ブランド認定委員会での審査対象としますが、明らかに要件を欠くと認められるものについては、事務局において選外として審査対象から除外する場合があります。  
例) 明らかに三重県産品とはいえないもの  
商品化・事業化してから3年以内のもの など
- ④ 申請に当たり、手続きや認定要件への該当といった事務的事項について、事前に相談をお受けします。  
お気軽に事務局までお問合せをお願いいたします。